



せんだい健幸省エネ住宅補助金（全体改修向け）

※事業内容は未確定であり、一部変更することがあります。

◆ 補助要件

対象となる住宅

- ✓市内の既存一戸建て住宅
- ✓令和8年4月1日以降に断熱改修に着手した工事
- ✓市が定める断熱性能基準（外皮平均熱貫流率0.48以下）を満たすよう、外気等に接する部分の概ね8割以上を断熱改修すること

対象となる方

- ・対象となる住宅を所有する個人、その配偶者又は一親等の親族で市内に居住する方
- ・対象となる住宅を所有する事業者
（※改修工事を契約される方と同一である必要があります。）

◆ 補助上限額

1棟あたり 120万円

◆ 補助単価

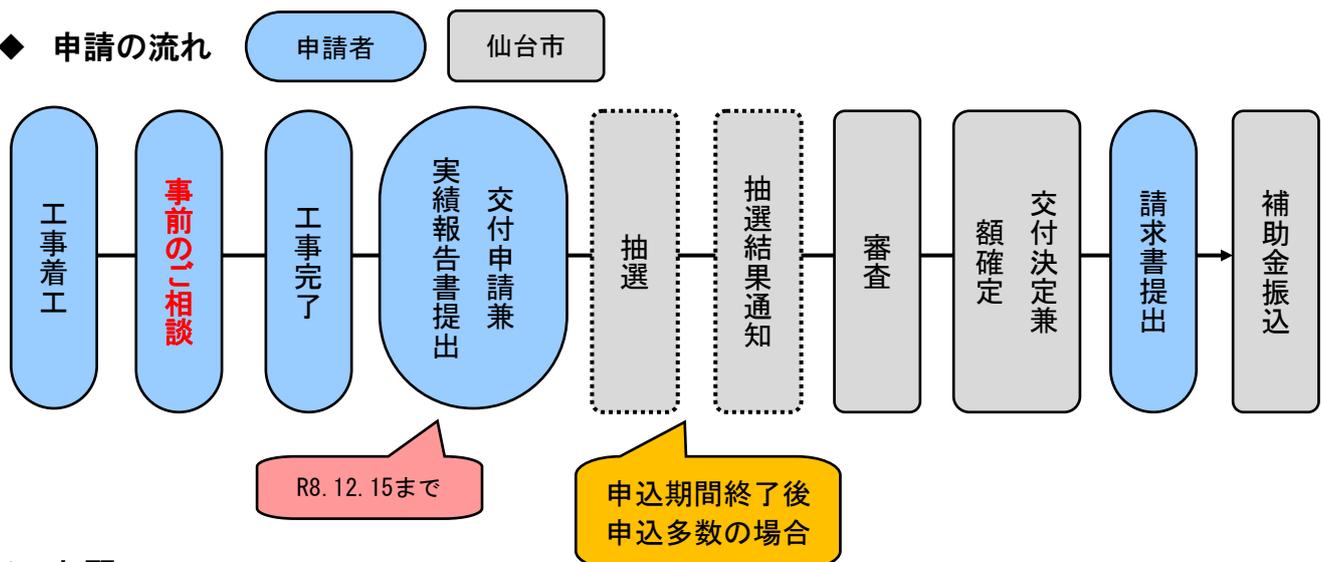
部位	基準等	補助単価
床、壁、屋根・天井	—	3,500円/㎡
窓	熱貫流率1.9以下	10,000円/㎡
玄関ドア	—	71,000円/㎡

◆ 申請及び実績報告期限

令和8年5月1日～令和8年12月15日（必着）

※申請期間内で予算額を超える申込があった場合は抽選になる可能性があります。

◆ 申請の流れ



◆ お願い

※交付申請は工事完了後となりますが、必ず申請前に事前のご相談をお願いします。
工事着工前のご相談も可能です。面積要件等の確認をさせていただきます。

◆ その他

詳しい要件や申請方法については、4月以降に公表する申請の手引き等でご確認ください。